

健康

プレママも育児中のママも
こんにちは 赤ちゃんサロン

妊娠中のこと、
出産のこと、育児
のこと、みんな
ゆつくり話してみ
ませんか。
専門スタッフか
らのアドバイスや
健康情報など、実
際に役立つ情報
はもちろん、友
達や育児仲間が
できるチャンス
です。
ママも赤ちゃん
もみんな楽しんで
ひとときを過ご
しましょう。
【対象】妊娠中
の人と1歳くら
いまでの乳幼児
とその家族
【時間】午前10
時～11時30分
(受付時間：午
前9時40分)
【持ち物】親子
手帳、筆記用具
【スタッフ】助
産師、保健師、
保育士、栄養
士、歯科医師、
心理カウンセラ
ーほか



12月の献血日程

- ①5日(土)
▶イオンタウン佐沼
10:00～11:45
13:00～16:30
- ②15日(火)
▶登米市登米防災センター
10:00～12:00
▶迫保健センター
13:30～16:30



※日程は変更になる場合があります。最新の日程については、ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

【問い合わせ】
市民生活部健康推進課
☎0220(58)2116

登米いのち
ホットテレホン
はなそうとめ
☎0120(870)108
(登米市民専用)
登米いのちホットテレホンは…
○24時間いつでもかけられます。
○名前を名乗る必要はありません。
○電話相談員は、2年間の研修を終了し、認定された人たちです。
○固定電話のほか、携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

子ども夜間安心コール
●電話番号
#8000
(ブッシュ回線の固定電話、携帯電話から)
☎022(212)9390
(ブッシュ回線以外の固定電話、PHSから)
●相談時間
毎日午後7時～翌朝午前8時

休日・夜間診療案内
休日・夜間診療案内は下記の番号です(24時間対応)
☎0229(24)2267

インフルエンザをみんなで予防しましょう

インフルエンザは、例年12月～3月頃に流行し、いったん流行すると短期間で多くの人へ感染が広がります。予防、感染の拡大を防ぐには、一人一人の予防が大切です。

★主な予防方法

- 手洗い・うがいをしましょう**
感染予防の基本です。手指についたウイルスを洗い出すため、せっけんをよく泡立て、両手の指、手の甲や手首などしっかりと洗いましょう。
- 予防接種をする**
ワクチンを接種することで、インフルエンザにかかりにくくなり、かかっても重症化の予防が期待できます(接種することからかわらないわけ



ではありません)。高齢者や子どもは重症化しやすいので、なるべく予防接種をしましょう。
■**せきエチケットを心がけましょう**
インフルエンザの主な感染経路は、せきやくしゃみなどで発生する飛沫による感染です。このような症状がある場合は、マスクをしましょう。
■**適度な湿度を保ちましょう**
空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。加湿器などを使って適度な湿度(50～60%)を保つことも効果的です。

■**十分な休養とバランスのとれた栄養を摂りましょう**
体の抵抗力を高めるため、十分な休養とバランスのよい栄養摂取を日頃から心がけましょう。

インフルエンザには流行前の予防接種が効果的です



Kanako Muto

インフルエンザワクチンには、発症を抑える効果と、かかった場合の重症化を予防する効果があります。ワクチンの効果が期待できるのは、接種した2週間後から5カ月程度といわれています。予防に十分な免疫を保つため、毎年予防接種をしましょう。

【風邪とインフルエンザの違い】

| | 風邪 | インフルエンザ |
|-------|-----------------|---|
| 症状 | 鼻水やのどの痛みなど局所症状 | 38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状。鼻水、のどの痛みやせきなどの症状も見られます |
| 流行の時期 | 1年を通してひくことがあります | 例年12月～3月頃 |

心当たりのある人は至急相談 予防接種による副反応

予防接種後の副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障を残すような健康被害が生じたりした場合、予防接種法に基づく医療費・医療手当が支給される場合があります。心当たりのある人は早急にお問い合わせください。



高次脳機能障害者の 家族交流会を開催します

交通事故などにより高次脳機能障害がある人の家族が、日頃抱えている悩みや思いを語り合える場、お互いを支え合う関係をつくっていく場として交流会を開催します。

- 【日時】平成27年12月11日(金) 午後2時～3時30分
- 【場所】登米保健所(2階相談室)
- 【アドバイザー】高次脳機能障害ピアカウンセラー 佐々木智賀子氏
- 【参加費】無料
- ※事前の申し込みが必要ですが(受付時間：月曜から金曜日の午前8時30分～午後5時15分)。
- 【申し込み・問い合わせ】登米保健所(母子・障害班)
☎0220(22)6118

平成27年12月からストレスチェックの実施が義務になります

—ストレスチェックの概要—
【ストレスチェックの実施】
▶常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務になります。
▶ストレスチェックの調査票には「仕事のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポート」の3領域を含みます。
【面接指導の実施】
▶高ストレスと評価された労働者から申し出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
▶事業者は面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

